

○鴨川市健康福祉推進計画策定委員会設置要綱

平成27年6月3日

告示第83号

(設置)

第1条 本市における健康福祉推進計画の策定に向けた検討を行うため、鴨川市健康福祉推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(健康福祉推進計画)

第2条 この告示において「健康福祉推進計画」とは、健康増進計画(健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市民の健康の増進の推進に関する施策について定める計画をいう。第5条において同じ。)及び地域福祉計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を定める計画をいう。第6条において同じ。)を推進するため、これらを一体的に定める計画をいう。

(策定委員会の構成)

第3条 策定委員会は、健康福祉委員会、健康増進計画策定委員会(以下「健康増進委員会」という。)及び地域福祉計画策定委員会(以下「地域福祉委員会」という。)により構成する。

(健康福祉委員会)

第4条 健康福祉委員会は、健康福祉推進計画の策定のための調査及び検討を行うとともに、健康増進委員会及び地域福祉委員会からの報告を受け、施策の調整を行う。

2 健康福祉委員会は、委員10人以内で組織する。

3 健康福祉委員会の委員(次項において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 保健医療関係者

(3) 健康福祉団体等関係者

(4) 公募による市民

4 健康福祉委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、健康福祉委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(健康増進委員会)

第5条 健康増進委員会は、健康増進計画の策定のための調査及び検討を行い、その結果を健康福祉委員会に報告する。

2 健康増進委員会は、委員10人以内で組織する。

3 健康増進委員会の委員(次項において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 健康推進団体関係者
- (4) 関係行政機関の職員

4 健康増進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、健康増進委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 健康福祉委員会の委員は、健康増進委員会の委員を兼ねることができる。

(地域福祉委員会)

第6条 地域福祉委員会は、地域福祉計画の策定のための調査及び検討を行い、その結果を健康福祉委員会に報告する。

2 地域福祉委員会は、委員10人以内で組織する。

3 地域福祉委員会の委員(次項において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉団体等関係者
- (3) 地域団体等関係者

4 地域福祉委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、地域福祉委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 健康福祉委員会の委員は、地域福祉委員会の委員を兼ねることができる。

(任期)

第7条 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(会議)

第8条 健康福祉委員会、健康増進委員会及び地域福祉委員会の会議(以下「会議」という。)は、それぞれ委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれの委員長の決するところによる。

4 それぞれの委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員を出席させることができる。

(検討部会)

第9条 健康増進委員会及び地域福祉委員会は、その所掌する事務について調査及び検討するため必要があるときは、それぞれ検討部会を置くことができる。

2 検討部会の委員は、それぞれの委員長が指名する者をもって充てる。

3 検討部会に関し必要な事項は、健康増進委員会又は地域福祉委員会が定める。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。ただし、健康増進委員会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。